

令和2年3月30日  
 記者発表資料

## 指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

県では、危険ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、県内等で流通、販売される危険ドラッグを購入し、成分検査を行っています。

インターネットサイトで危険ドラッグを購入し、県衛生研究所で検査したところ、次の製品から「指定薬物」が検出されました。

これらの製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに神奈川県健康医療局生活衛生部業務課にご相談ください。

### 1 指定薬物が検出された製品の概要

No.	製品名 (販売サイト上の製品名)	形状	入手方法等	検出された指定薬物
1	db1 500mg (最新カンナビノイド系ケミカル「db1」 500mg)	粉末	インターネット サイト	5F-MDMB-PICA
2	5F1 500mg (新種のカンナビノイド系統のケミカル 「5F1」 500mg)			5F-MDMB-PICA
3	4Fb 250mg (新カンナビ系統「4Fb」 250mg)			4F-MDMB-BINACA
4	db1 500mg (サイト掲載なし※)			5F-MDMB-PICA
5	4Fb 250mg (サイト掲載なし※)			4F-MDMB-BINACA
6	h 350mg (増量カチノン類似アッパー系「h」 350mg)			N-Ethylheptedrone
7	M 300mg (最新カチノン類似アッパー「M」 300mg)			3,4-Methylenedioxy PV8
8	hayate 450mg (新種カチノン・アッパー系ケミカル 「hayate」増量 450mg)			N-Ethylheptedrone、 Eutylone
9	HOP 500mg (最良作ケミカル「HOP」 500mg)			N-Ethylheptedrone
10	HOP 1000mg (サイト掲載なし※)			N-Ethylheptedrone

※ 無償提供品

## 2 違反の内容

指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供するために販売等をしてはならないにもかかわらず、指定薬物を含む製品を販売した。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の4違反）

## 3 県の対応

- ・ 製品の発送元を所管する自治体に通報しました。
- ・ インターネットサイトに対して、当該製品の販売中止を指示しました。
- ・ 今後も買上調査を継続し、危険ドラッグの監視指導・取締を徹底します。

## 4 県民の皆さまへ

- ・ 当該製品の使用により、健康被害を生じる恐れがありますので、当該製品をお持ちの方は直ちに使用を中止して、健康被害が疑われる場合は医療機関を受診してください。
- ・ お香、アロマ、バスソルト等と称して販売される製品であっても、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているものがあり、大変危険です。危険ドラッグは決して使用したり、関わらないようにしてください。

### 問合せ先

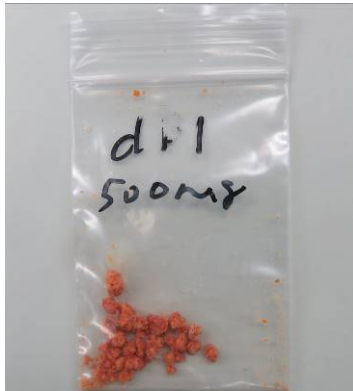
---

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

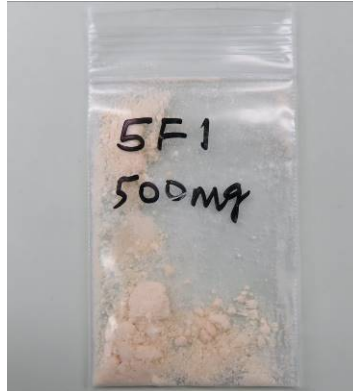
課長	三浦	電話 045-210-4960
献血・薬物対策グループ	相原	電話 045-210-4964

<参考>

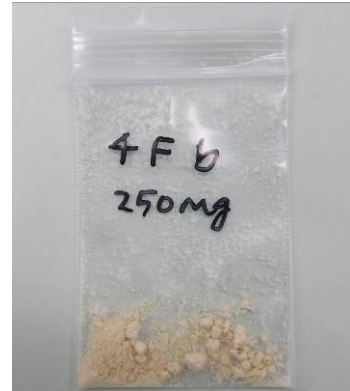
○指定薬物を含有する製品



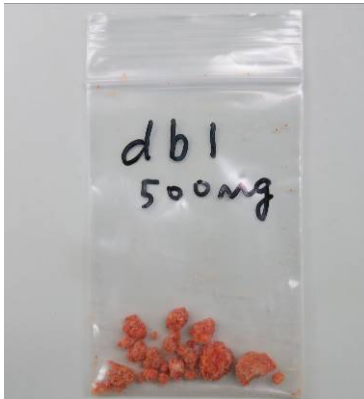
1: db1 500mg  
(最新カンナビノイド系ケミカル「db1」 500mg)



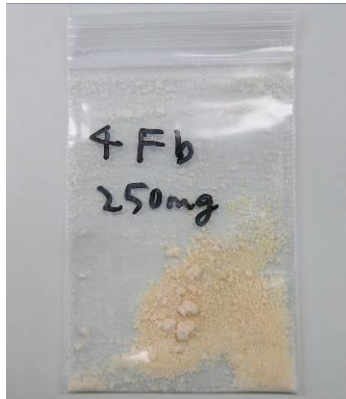
2: 5F1 500mg  
(新種のカンナビノイド系統のケミカル「5F1」 500mg)



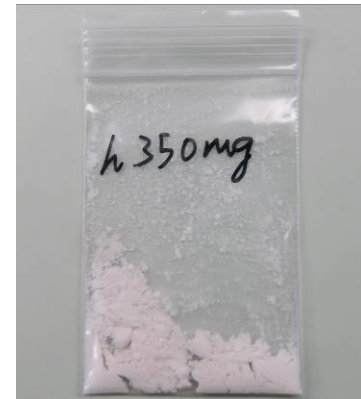
3: 4Fb 250mg  
(新カンナビ系統「4Fb」 250mg)



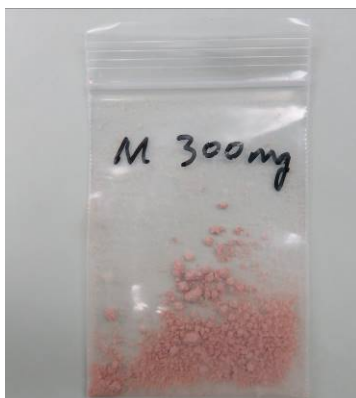
4: db1 500mg  
(サイト掲載なし)



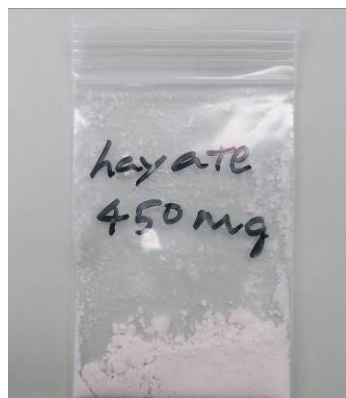
5: 4Fb 250mg  
(サイト掲載なし)



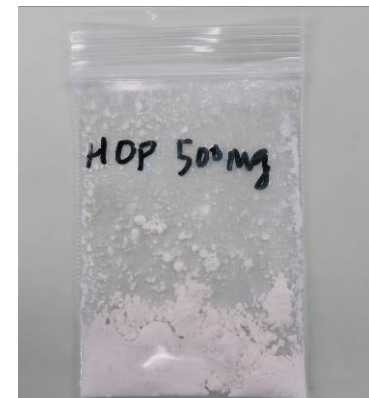
6: h 350mg  
(増量カチノン類似アップー系「h」 350mg)



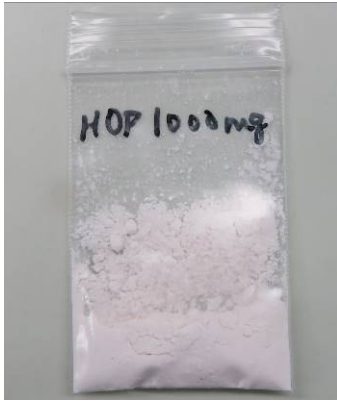
7: M 300mg  
(最新カチノン類似アップー「M」 300mg)



8: hayate 450mg  
(新種カチノン・アップー系ケミカル「hayate」増量 450mg)



9: HOP 500mg  
(最良作ケミカル「HOP」 500mg)



10: HOP 1000mg  
(サイト掲載なし)

○検出された指定薬物の化学名及び規制年月日

指定薬物

- ・ 検出成分:5F-MDMB-PICA  
化学名:メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート  
規制年月日:平成 30 年 9 月 1 日
- ・ 検出成分:4F-MDMB-BINACA  
化学名:メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート  
規制年月日:令和 2 年 3 月 9 日
- ・ 検出成分:N-Ethylheptedrone  
化学名:2-(エチルアミノ)-1-フェニルヘプタン-1-オン  
規制年月日:平成 27 年 5 月 11 日
- ・ 検出成分:3,4-Methylenedioxy PV8 (別名 3,4-Methylenedioxy- $\alpha$ -PHPP)  
化学名:1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン  
規制年月日:平成 27 年 5 月 11 日
- ・ 検出成分:Eutylone  
化学名:2-(エチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン  
規制年月日:平成 26 年 1 月 12 日

○指定薬物とは

中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第 15 項に定義されています。現在、2,385 物質が指定されています。